別冊

令和8年度集団指導

居宅療養管理指導

（歯科医師）

福岡県保健医療介護部介護保険課
北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
久留米市健康福祉部介護保険課

基本方針(平11厚令37第84条)

居宅療養管理指導とは

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその**居宅**において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、**その居宅を訪問して**、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて**療養上の管理及び指導**を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

通院が困難な利用者について【共通】(平12老企36第2の6(1))

1 居宅療養管理指導費の基本

☑ 在宅の利用者であって**通院が困難なもの**

☑ **定期的に訪問**して指導等を行った場合の評価

◆ 安易に算定してはならない対象者

✖ **継続的な指導等の必要のない**もの

✖ **通院が可能**なもの

例えば・・・・

独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、居宅療養管理指導費は算定できない

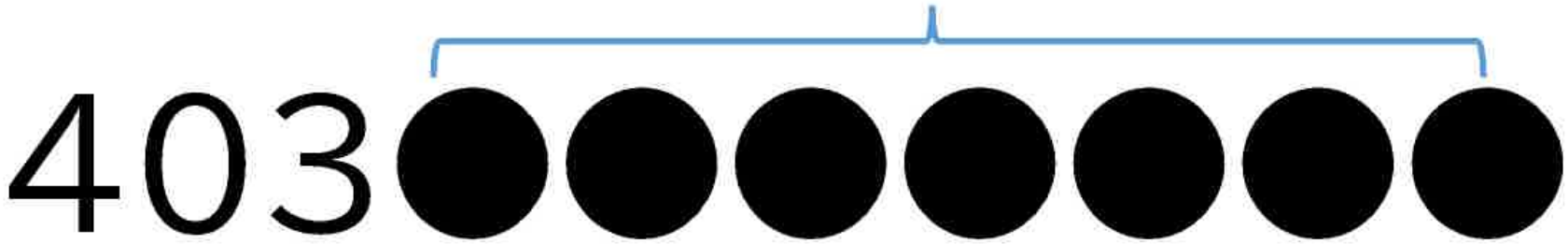
（やむを得ない事情がある場合を除く。）

みなし指定について【共通】

みなし指定 ＝ 保険医療機関・保険薬局であれば、介護保険の指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所として指定があったものとみなされる。

介護保険の事業者番号は、医療機関等コード（7桁）を用いる。

歯科医療機関の場合



7桁の医療機関等コードの前に、「403」を付番した10桁の番号が、介護保険の事業者番号となる。

居宅療養管理指導について【歯科医師】 老企36第2の6(3)

単一建物居住者の人数に従い、**1月に2回を限度**として、所定単位数を算定する。

1	対象者	在宅の利用者であって通院が困難なもの
2	訪問場所	当該利用者の居宅を訪問
3	情報提供	計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供
4	助言・指導	利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言

3 情報提供 介護支援専門員への情報提供について【歯科医師】 (老企36 第2の6(3))(平成30年度Vol1Q&A)

利用者が他の介護サービスを利用している場合

必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、**当該介護サービス事業者等**に介護サービスを提供する上での**情報提供**及び**助言**を行う。

重要ポイント

- ☑ **介護支援専門員(ケアマネジャー)への情報提供は必須**
- ☑ **情報提供は算定する度に毎回必要**
 - × １月に複数回算定する場合でも１か月分まとめて情報提供することはできません。

※情報提供をしていなければ、算定できません

3 情報提供　情報提供を行う介護支援専門員(ケアマネジャー)について【歯科医師】

▶各事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に情報提供を行います。

- 居宅介護支援事業所
- 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)
- 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

3 情報提供　介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する情報提供の方法【歯科医師】(老企36第2の6(3))

1 情報提供方法

(1)サービス担当者会議へ参加し、その場で情報提供を行うことを基本とする

(必ずしも文書等による必要はない。)

① サービス担当者会議への参加により情報提供を行った場合については、その情報提供の**要点を記載する**必要がある。
② この記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、**下線又は枠で囲う等**により、他の記載と区別する。

(2)サービス担当者会議への参加が困難な場合、サービス担当者会議が開催されない場合等

① 「情報提供すべき事項」について、原則として**別紙様式1等(メール、FAX等でも可)により情報提供**を行う。
② 別紙様式1による情報提供を行った場合は、当該**様式の写しを診療録に添付する**などして保存する。

3 情報提供　情報提供すべき事項について【歯科医師】（老企36第2の6(3)）

1. 基本情報
 （医療機関名、住所、連絡先、医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等）
2. 利用者の病状、経過など
3. 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法など
4. 利用者の日常生活上の留意事項、 社会生活面の課題と地域社会において必要な支援策等

別紙様式２



指定居宅介護支援事業所向け診療情報提供書（居宅療養管理指導・歯科医師）

年　月　日

情報提供先事業所
担当　　殿

医療機関名
医療機関所在地
電話番号
FAX番号
歯科医師氏名

基本情報

利用者氏名	（ふりがな）	男・女	〒　－
	年　月　日生		連絡先　（　）

利用者の病状、経過等

（1）情報提供の目的

（2）病状、経過等
- □ 口腔衛生状態不良
- □ う蝕等
- □ 歯周病
- □ 口腔粘膜疾患（潰瘍等）
- □ 義歯の使用（□ 部分　□ 全部）
- □ 自歯部咬合（□ 良好　□ 不良）
- □ 義歯の調整（□ 義歯新製が必要な欠損　□ 義歯破損・不適合等）
- □ 摂食嚥下機能の低下
- □ 口腔乾燥
- □ その他（　　）

□ 配慮すべき基礎疾患（　　）

介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等

（1）必要な歯科治療
- □ う蝕治療　□ 冠・ブリッジ治療　□ 義歯の新製や修理等
- □ 歯周病の治療　□ 口腔機能の維持・向上　□ その他（　　）

（2）利用すべきサービス
- □ 居宅療養管理指導（□ 歯科医師　□ 歯科衛生士）　□ その他（　　）

（3）その他留意点
- □ 摂食嚥下機能　□ 誤嚥性肺炎　□ 転落等　□ その他（　　）

（4）連携すべきサービス
- □ 特になし　□ あり（　　）
- 必要な支援（　　）

利用者の日常生活上の留意事項、社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等

（1）利用者の日常生活上の留意事項

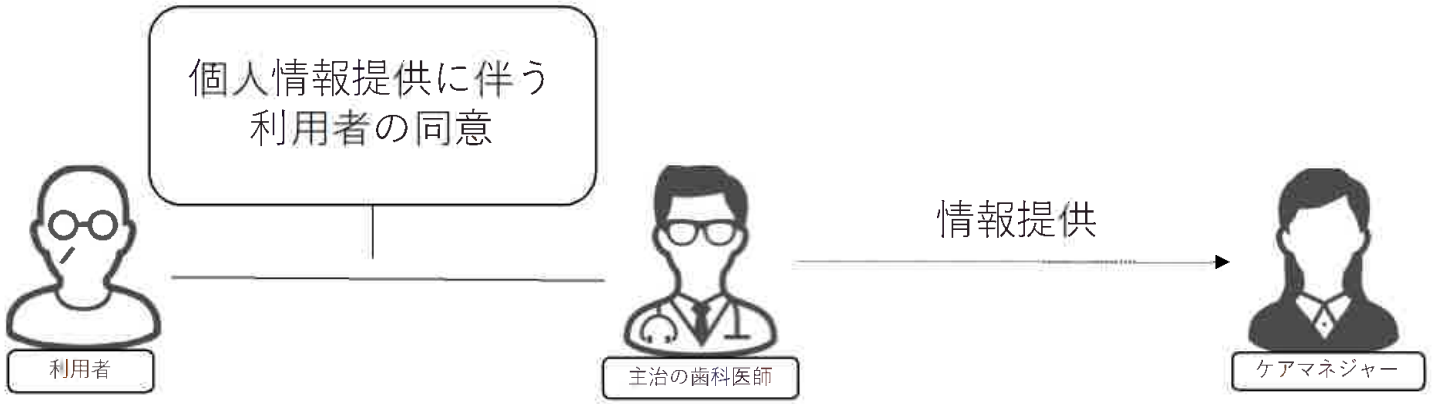
（2）社会生活面の課題と地域社会において必要な支援
社会生活面の課題　□ 特になし　□ あり
（　　）
→ 必要な支援（　　）

（3）特記事項

2 利用者の同意

情報提供を行うためには**利用者**に十分な説明を行い同意を得る

利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。**(個人情報利用同意書等)**



4 助言・指導　利用者・家族に対する指導または助言の方法【歯科医師】（老企36第2の6(3)）

3 指導・助言方法

文書等の交付により行うよう努める

介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等に関する指導又は助言は、**文書等の交付により行うよう努めること。**

4 記録方法

・文書等で指導又は助言を行った場合・・・・・写しを診療録に添付

文書等で指導又は助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存すること

・口頭により指導又は助言を行った場合・・・・要点を記録する

口頭により指導又は助言を行った場合については、その要点を記録する。記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、下線又は枠で囲うなどして、他の記載と区別できるようにすること。

介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプラン作成が行われていない場合【歯科医師】 (老企36第2の6(3))

居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者
自らケアプランを作成している利用者など

介護支援専門員によるケアプランが作成されていない場合は
情報提供をしていなくても算定できる

居宅療養管理指導は、区分支給限度額の管理外であり、区分支給限度額を超えていても算定することが可能。

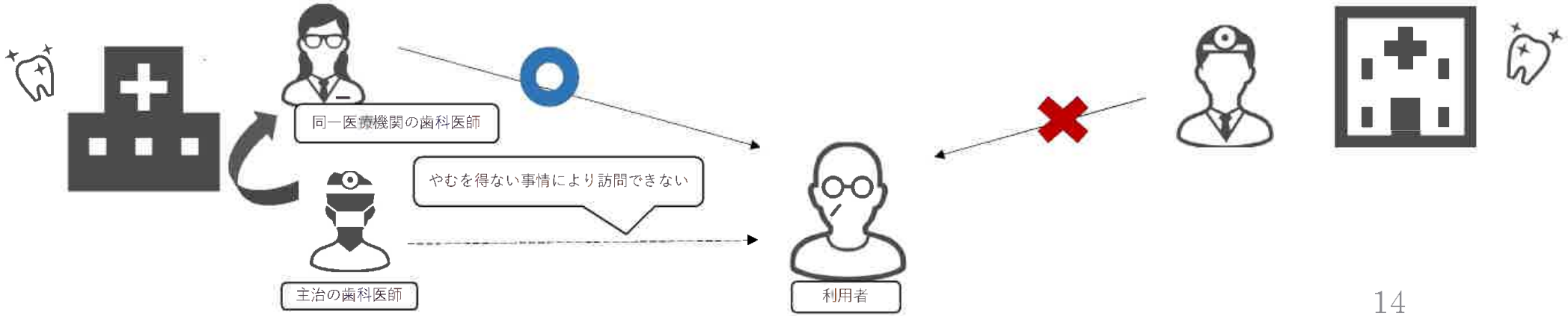
ただし、当該利用者が、居宅療養管理指導以外にも他の介護のサービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、**当該他の介護サービス事業者等**に対し、**介護サービスを提供する上での情報提供及び助言**を行うこととする。

算定回数についてQ&A【歯科医師】

主治の歯科医師が、**1人の利用者**に対して、**月2回まで**算定することができる

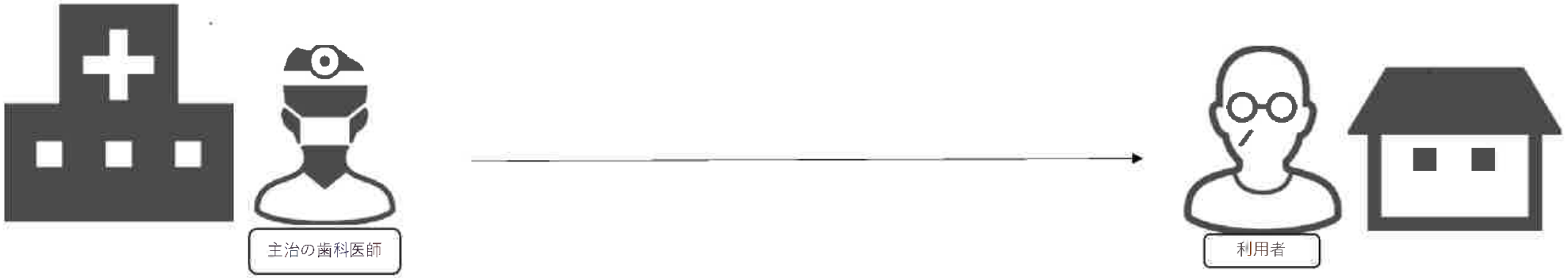
Q&A

複数の歯科医師による算定は原則としてできないが、主治の歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の歯科医師が代わりに訪問を行った場合も算定できる



算定日について【歯科医師】（老企36第2の6(3)）

算定日は･･･当該月の**訪問診療**又は**往診を行った日**とする。



請求明細書の摘要欄には

訪問診療若しくは**往診の日**又は当該サービス担当者会議に参加した場合においては、**参加日**若しくは参加が困難な場合においては、文書等を**交付した日**を記入する。

利用料の受領について【歯科医師】（平11厚令37第87条）

1 所定単位の1割、2割または3割は利用者負担。

2 必ず利用者負担分は徴収のうえ、**利用者に対して領収証を発行**すること。

3 交通費（実費）を、利用者から徴収することも可能であるが、あらかじめ、**利用者又はその家族に対してその額等に関して説明**を行い、**利用者の同意**を得なければならない。

重要ポイント

☑ **利用料の不徴収は重大な基準違反です。**
1割、2割又は3割は必ず徴収の上、利用者ごとに領収証を発行してください。

サービスの開始：内容及び手続の説明および同意について (平11厚令37第8条)

内容及び手続の説明及び同意について

居宅療養管理指導の開始に際しては、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、等の重要事項について文書による説明を行い同意を得る必要がある。

①契約書

②重要事項説明書（スライド18）

③個人情報利用同意書

サービスの開始：内容及び手続の説明および同意について（令和6年度介護報酬改正　経過措置の延長）

文書による交付・説明事項（**重要事項説明書**）

- ☑ 運営規程の概要
- ☑ 従業員の勤務体制
- ☑ 事故発生時の対応
- ☑ 苦情処理の体制
- ☑ 利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について

【運営規定】（平11厚令37第90条,令3省令9号附則第2条）

① 事業の目的及び運営方針
② 従業者の職種、員数及び職務の内容
③ 営業日及び営業時間
④ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
⑤ 通常の事業の実施地域
⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（令和9年3月31日まで努力義務）
⑦ その他運営に関する重要事項

経過措置事項の延長について（まとめ）　（令和6年度介護報酬改定）　（令3省令9号附則第2条、第3条、）

下記の経過措置事項について期間が延長されます。
（令和９年３月３１日まで努力義務）

- 運営規程（虐待の防止のための措置に関する事項）・・・・P9-10
- 業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- 虐待の防止（虐待防止措置）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15-17

業務継続計画の策定等　（令和6年度介護報酬改定）＊経過措置延長　（平11厚令37第30条の２）

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない

策定内容

【感染症に係る業務継続計画】
・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
・初動対応
・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

【災害に係る業務継続計画】
・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
・他施設及び地域との連携

業務継続計画の策定等　（令和6年度介護報酬改定）＊経過措置延長　（平11厚令37第30条の２）

② 事業者は従業員に対して業務継続計画の具体的内容を周知。

業務継続計画に基づき、必要な研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上が望ましい）を実施。研修の内容についても記録すること。

⇒ 業務継続計画の策定、研修・訓練は、他サービス事業者との連携でも可。
全従業者が参加できることが望ましい。

③ 定期的に業務継続計画を見直す。

業務継続計画に記載する内容は以下を参考にすること。
- 「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

厚生労働省HP：介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

↑HP内に業務継続計画（BCP）の作成ポイント動画・机上訓練の解説動画があります。

身体的拘束等の適正化の推進　（令和6年度介護報酬改正）新設

（平11厚令37第89条）

医師又は歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

居宅療養管理指導の具体的取扱方針・・身体的拘束等に関する事項の追加

●居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

●身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**

「緊急やむを得ない場合」とは、下記の**3要件を全て満たしている**場合のことを示します。

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体的が一時的なものであること

身体的拘束等の適正化の推進　（令和6年度介護報酬改正）　新設

身体拘束廃止・防止の手引きより参考

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限」することです。

▼「身体拘束ゼロへの手引き」にあげられている身体拘束の例示（参考）

① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神病薬を過剰に服用させる。
⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



※他にも該当する行為があることに注意が必要です。

記録の整備について　（令和6年度介護報酬改正）

（平11厚令37第90条の2）

各指定権者が定める基準に沿って定められた期間保存しなければならない。
従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

追加

各指定権者	①提供した具体的なサービス内容等の記録	②市町村への通知に係る記録	③苦情の内容等の記録	④事故発生時の対応の記録	⑤身体的拘束等の記録
福岡県	サービス提供に係る保険給付支払いの日から5年	記録完結の日から2年	記録完結の日から2年	記録完結の日から2年	記録完結の日から2年
福岡市	当該利用者に係るサービス提供の完結の日から5年	当該利用者に係るサービス提供完結の日から5年	当該利用者に係るサービス提供完結の日から5年	当該利用者に係るサービス提供完結の日から5年	当該利用者に係るサービス提供完結の日から5年
北九州市	サービスの提供に対する保険給付の支払の日から5年間（北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例　平24条例第51号第10条）	記録を整備し、その完結の日から2年間（平11厚生省令第37号第90条の2第2項）	記録を整備し、その完結の日から2年間（平11厚生省令第37号第90条の2第2項）	記録を整備し、その完結の日から2年間（平11厚生省令第37号第90条の2第2項）	記録を整備し、その完結の日から2年間（平11厚生省令第37号第90条の2第2項）
久留米市	サービス提供に係る保険給付支払いの日から5年	完結の日から2年	完結の日から2年	完結の日から2年	完結の日から2年

居宅療養管理指導について【歯科衛生士】（R6年度介護報酬改定）

平12厚告19の5ホの注1
老企36第2の6(6)

追加（R6年度改正）

単一建物居住者の人数に従い、1月に4回（がん末期の利用者については、1月に6回）を限度として、所定単位数を算定する。

通所要件が削除されました。（R6年度改定）

1 対象者

在宅の利用者であって通院~~又は通所~~が困難なもの

〈改定後〉

利用者の状況	通所可	通所不可
通所可	×	×
通院不可	○	○

2 歯科衛生士等

当該医療機関に勤務する歯科衛生士等（歯科衛生士、保健師、看護職員）

3 指示

当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき

4 指導

当該利用者を訪問し、実地指導を行う。

算定のための3つの基準（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

1 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士等が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が**共同して**、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した**管理指導計画を作成している**こと。

2 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する**実地指導を行っている**とともに、利用者又はその家族等に対して、**実地指導に係る情報提供及び指導又は助言**を行い、**定期的に記録していること**。

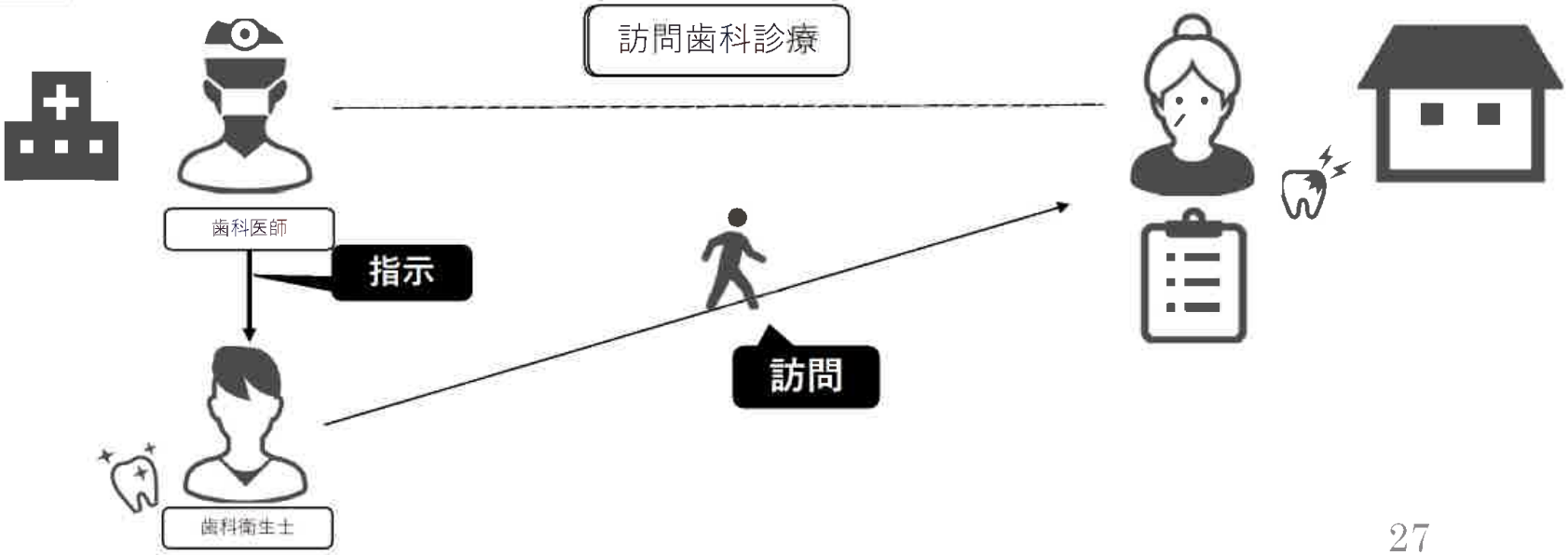
3 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を**定期的に評価**し、必要に応じて当該計画を**見直し**ていること

居宅療養管理指導の内容（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

1 同意・管理指導計画の交付

訪問歯科診療を行った利用者又はその家族等に対して、**当該訪問診療を行った歯科医師の指示**に基づき、**当該医療機関に勤務（常勤又は非常勤）する歯科衛生士等が**、利用者の居宅を訪問して、**利用者又はその家族の同意**及び訪問診療の結果等に基づき作成した**管理指導計画**を利用者又はその家族等に対して**交付する**



居宅療養管理指導の内容（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

② 実地指導時間等

☑ 当該管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を**1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上**行った場合に算定。

※実地指導が**単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しない**と判断される場合は算定できない。

☑ 請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入すること。

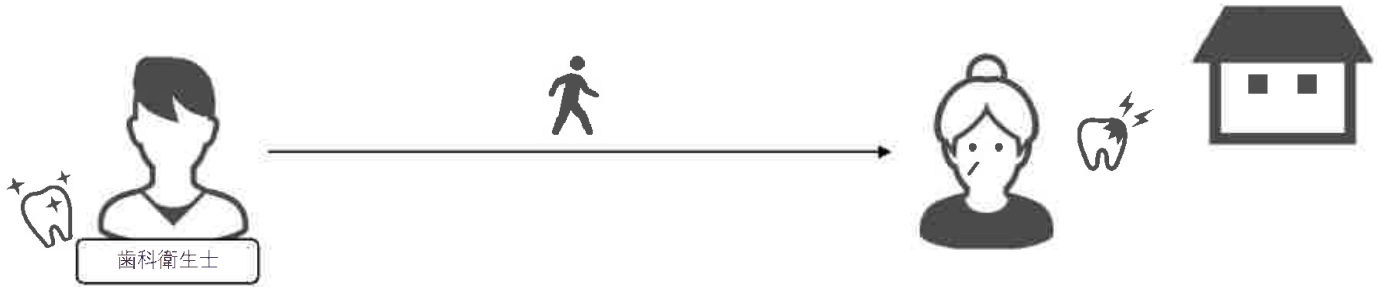


居宅療養管理指導の内容（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

☑ 指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して、**3月以内**に行った場合に算定する。

☑ 20分以上の**居宅療養管理指導を行った時間**とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、**指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。**



・歯科医師の訪問歯科診療日から３月以内
・実際に指導を行った時間が２０分以上

居宅療養管理指導の内容（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

③ 報告・記録

☑ 当該医療機関の歯科医師からの指示、管理指導計画に係る助言等（以下「指示等」という。）を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定する。なお、終了後は、指示等を行った**歯科医師に報告する**

☑ 実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存するとともに、指導の対象となった利用者ごとに次スライドの内容を明記し、指示等を行った歯科医師に報告する



居宅療養管理指導の内容（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

４　歯科医師に報告する内容

① 利用者氏名

② 訪問先

③ 訪問日

④ 指導の開始及び終了時刻

⑤ 指導の要点

⑥ 解決すべき課題の改善等に関する要点

⑦ 歯科医師からの指示等

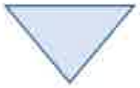
⑧ 歯科医師の訪問診療に同行した場合・・当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名

居宅療養管理指導のプロセス（歯科衛生士）　老企36第2の6(6)

次のア～キのプロセスを経ながら実施する。

ア　利用者の口腔機能（口腔衛生、摂食・嚥下機能等）のリスクを把握すること

→　口腔機能スクリーニング



イ　口腔機能スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握すること

→　口腔機能アセスメント

居宅療養管理指導のプロセス（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

ウ　口腔機能アセスメントを踏まえ、歯科医師、歯科衛生士、その他の職種が共同して記載した管理指導計画を作成し、作成した管理指導計画については、居宅療養管理指導の対象となる利用者又はその家族に説明し、同意を得ること

管理指導計画の内容

- ✓ 利用者ごとに口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）
- ✓ 摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実地指導、歯科保健のための食生活指導等）
- ✓ 解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項
- ✓ 利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容訪問頻度等の具体的な計画

居宅療養管理指導のプロセス（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

エ　管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施するとともに、**管理指導計画に実施上の問題**（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに**当該計画を修正する**こと。

オ　利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った**歯科医師に対する報告**を行うこと。なお、口腔機能のモニタリングは**口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等**から利用者の口腔機能の把握を行うこと。

居宅療養管理指導のプロセス（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

カ　利用者について、おおむね**3月**を目途として、口腔機能のリスクについて、**口腔機能スクリーニングを実施**し、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて管理指導計画の見直しを行うこと。なお、管理指導計画の**見直し**に当たっては、**歯科医師その他の職種と共同**して行うこと。

キ　利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする

居宅療養管理指導のプロセス（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

5 情報提供

利用者の口腔機能の状態によっては、医療における対応が必要である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通した**指定居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）への情報提供等**の適切な措置を講じることとする。



社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った歯科医師に提供するよう努めることとする。

指示を行った歯科医師に関する事項（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師に関する事項

1 訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。

2 管理指導計画に基づき、実際に実地指導を行う歯科衛生士等に対して指示等を行い、指示等の内容の要点を記載する。

3 管理指導計画の見直しに当たっては、歯科衛生士等の報告をうけ、歯科医師の訪問診療の結果等に基づき、指示した内容（療養上必要な実地指導の継続の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。

当該記載及び添付については、医療保険の診療録に記載及び添付することとしてもよいが、記載については、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別することとする。

居宅療養管理指導の内容（歯科衛生士）

老企36第2の6(6)

重要ポイント

歯科衛生士の算定に当たっては・・・

●利用者ごとの**「管理指導計画」、「口腔機能スクリーニング」、「口腔機能アセスメント」、「モニタリング」**が必要

●1対1で20分以上の実地指導を行い、**開始時間及び終了時間について必ず記録**する。

居宅療養管理指導における医師の指示について

Q&A

居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示は、どのような方法で行えばよいか。

・指示を行うにあたっては、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師又は歯科医師と同じ**居宅療養管理指導事業所に勤務する者に指示する場合や緊急等やむを得ない場合を除き**、**診療状況を示す文書、処方箋等（メール、FAX等でも可）**（以下「文書等」という。）に、**「要訪問」「訪問指導を行うこと」等、指示を行った旨がわかる内容及び指示期間（6月以内に限る。）を記載すること**。ただし、指示期間については、1か月以内（薬剤師への指示の場合は処方日数（当該処方のうち最も長いもの）又は1か月のうち長い方の期間以内）の指示を行う場合は記載不要であり、緊急等やむを得ない場合は後日指示期間を文書等により示すこと。
・なお、医師又は歯科医師の指示がない場合は算定できないことに留意すること。

居宅療養管理費について（歯科医師・歯科衛生士）（R6年度介護報酬改定）

歯科医師が行う場合

（一）単一建物居住者1人に対して行う場合	517単位
（二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487単位
（三）単一建物居住者10人以上に対して行う場合	441単位

歯科衛生士等が行う場合

（一）単一建物居住者1人に対して行う場合	362単位
（二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	326単位
（三）単一建物居住者10人以上に対して行う場合	295単位

医療保険の訪問歯科診療料と介護保険の居宅療養管理指導の人数区分の違い ⚠

- 歯科訪問診療料は「**同一建物居住者**」の人数区分で算定。
- 居宅療養管理指導は「**単一建物居住者（単一建物診療患者）**」の人数区分で算定。

◆いずれも3つの人数区分があり、「1人の場合」、「2人～9人の場合」、「10人以上の場合」で算定点数（単位数）が異なる。

◆それぞれの人数区分は、「同一建物居住者」の場合は**1日に何人を診るか**、単一建物居住者は**1月に何人に指導を行うか**で決まる。

単一建物居住者の人数とは

居宅療養管理指導の**利用者が居住する建築物**に居住する者のうち、**同一月の利用者数**のことを示す

①単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数

- ◆ 養護老人ホーム
- ◆ 軽費老人ホーム
- ◆ 有料老人ホーム
- ◆ サービス付き高齢者向け住宅
- ◆ マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者

単一建物居住者の人数について【共通】

老企36第2の6(2)

②単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数

- ◆（介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）
- ◆（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ◆　複合型サービス（宿泊サービスに限る。）

ただし、**ユニット数が3以下**の**認知症対応型共同生活介護事業所**については、**それぞれのユニットにおいて**、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。

単一建物居住者の人数について【共通】

老企36第2の6(2)

「単一建物居住者1人の場合」を算定する特例

① 1つの居宅に対象となる**同居する同一世帯の利用者が2人以上**いる場合

② 当該建築物において当該事業所の利用者数が、**当該建築物の戸数の10%以下**の場合

③ **当該建築物の戸数が20戸未満**であって当該事業所の**利用者が2人以下**の場合

初めて介護報酬を算定するとき【共通】

「福岡県国民健康保険団体連合会」に連絡し、「介護給付費請求の手引き」を確認。

福岡県国民健康保険団体連合会
事業部介護保険課介護保険係
092－642－7858

- ホームページからもダウンロード可能。
 福岡県国民健康保険団体連合会トップページ
 - 事業者の皆様へ
 - 介護給付費請求の手引き

今後とも介護保険制度の
適切な運営のために、
ご協力いただきますよう
お願いします。

ご清聴
ありがとうございました。